

平成30年度第1回伊賀市地域福祉計画推進委員会議事概要

日時：2018(平成30)年7月26日(木)19:00～20:45

場所：ハイトピア伊賀4階多目的室

出席者：板井委員長、麻田委員、加藤委員、小竹委員、小西委員、坂下委員、高橋委員、福澤委員、藤田委員、松井委員、松田委員、宮谷委員

欠席者：八尾副委員長、岸田委員、清水委員、長谷委員、藤岡委員

事務局：田中健康福祉部長、中健康福祉部次長、横尾参事兼地域包括支援センター所長、中川医療福祉政策課長、西岡主幹兼福祉総務係長、松田主査

社会福祉協議会：平井常務理事、田邊地域福祉部長、今中企画課長

傍聴者：0人

進行：医療福祉政策課長

議事

1 あいさつ

部長：昨年度の取組みについての報告と本年度の取組み、更には地域福祉計画の取組みの考え方等についてお諮りをする。限られた時間であるが、いろいろご意見を賜りたい。

2 報告事項

(1) 計画の進行管理及び評価について【資料(1)】

委員長：第3次伊賀市地域福祉計画の進行管理について事務局から説明を求める。

事務局：取組みの進捗を分かり易く表現するための指標として、KPIである健康寿命と地域予防対応力、そして伊賀市まちづくりアンケートの健康分野の結果をまとめた、生活満足度の3つの平成29年度の結果だが、少しずつ健康寿命は延びている。また下に参考数値も示しているが、これは国が要介護1までの方を健康と定義して算出してるなかで、要介護1の方を健康であると定義して良いのかという意見を受けたので、伊賀市独自の算出で要介護1の方を除いた健康寿命を示した。地域予防対応力は、第3次地域福祉計画で独自に分析しているもので、それぞれ自助と互助、自助が6つの指標、互助が3つの指標に分けて指標化したもの。65歳以上の方の人口千人あたりの数に置き換えた数字の平成26年度から平成29年度までの推移を示した。サロンの延べ参加者数のところが、昨年度に比べ大きく伸びているが、これは平成29年度から介護予防、日常生活支援総合事業で行な

っている一般介護予防事業のサロンの参加者も集計したため数値が伸びている。自治協議会別にまとめたものはまた後日説明させていただく。生活満足度の平成 29 年度の数値は前年度に比べ必要度・満足度ともに若干下落をしている。しかしながら 80%を越える市民が必要であると回答しており、ニーズは高いので、今後もその対応が重要である。

次に平成 29 年度の取組みについて、「自助・互助・共助のしくみづくり」については、住民自治協議会単位で地域福祉ネットワーク会議の設置を目指して 2 年間取組みを進めた。引き続き圏域課を設置して地域福祉コーディネーターを配置し、昨年の 3 月末現在で 30 地区において地域福祉ネットワーク会議が設立された。残りの地区については、引き続き設立に向けた支援をさせていただき、設立済み地区についても引き続き運営支援に務めている。

続いて、支えあいのコミュニティサイクルでは、10 月および 3 月に講座を開催した。特に 3 月については地域事例の取材をしたものをご覧いただき、委員長にも指導していただきながら、支え合い活動の取組みを報告いただいた。次に住民参加型の生活支援サービスについては、平成 30 年度には実施予定で準備を進めていたが、市内で既にこの住民参加型生活支援サービスを既に行なっている地区があり、全市的な取組みではなく各地域の実状に応じた形でのサービスの構築支援に転換した。各地区での取組みを応援し、グループが出来てきたら連絡会の立ち上げとして進めていく。

続いて福祉教育では、学校との連携や地域の福祉教育の部分としての取組みを引き続き行なった。学校教育を中心に挙げているが、地域への働きかけの部分や市内の社会福祉法人さんとの連携も含めて取組みを展開している。次代を担う子供たちだけではなく大人も含め、福祉への気付きや、きっかけとなる機会を、展開している。

次にコミュニティビジネスは、『いがぐりプロジェクト』ということで、栗を一つのキーワードとして 1 次産業、農業的な要素、2 次産業で加工的な工業要素、3 次的なサービスの販売の要素に福祉的要素を加える形でのコミュニティビジネスを展開した。また介護予防サロンについては 12 ヶ所というような実績となっている。

それから地域貢献・社会貢献は、社会福祉法人連絡会を中心として、取り組んでいる。研修会とか、福祉避難所、情報発信で連携を取りながら地域への貢献や住民への還元をしている。

最後に地域財源については、共同募金や様々な地域財源あるが、社会福祉協議会の会費については合併以後全市的な統一ができなかったので、来年度から制度改正で準備をしている。

続いて「保健・医療・福祉分野の連携」では、専門機関の力を高めるた

めに多職種連携に取り組んでおり、専門職で構成した「保健・医療・福祉分野の連携検討会」で取り組みを推進している。こちらについては、連携検討会を4回、調査研究チーム会議を2回、計6回の会議を開催した。取り組みとしては、「お薬手帳の1冊化運動」そして昨年度からは「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」に取り組んでいる。市広報や行政チャンネルで、市民啓発にも取り組んだ。

最後に「福祉総合相談体制の強化」は、分野を問わない福祉相談を1次相談窓口である地域包括支援センターにおいて受け付けており、また多様化・複雑化した複合的な相談事例について検討する「相談事案調整会議」というのを開催している。地域包括支援センターで受けた相談件数としては6,790件、相談事案調整会議を開催した件数としては24件。また、地域課題を検討して、新たな事業の見直しや施策の見直しを検討する福祉施策調整会議を3回開催した。資料①-2は、昨年度第3回地域福祉計画推進委員会で、こどもの相談件数が0件だったことに対して質問があり、その際は「配付資料は地域包括支援センターの相談件数の報告のみで、児童の相談は別の担当課で行なっている」と回答したが、可能ならば他の窓口の相談件数も提示してもらえればという希望があったので、今回、こども・女性・一人親家庭およびこども発達支援センターの相談件数と、障がい者相談支援センターの受付相談件数も併せて示す。福祉総合相談体制について定めた第3次地域福祉計画の策定年度である、平成28年度から昨年度までの年間の推移をまとめたが、今後もこの推移については随時報告する。相談内容の傾向は、高齢者は29年度は28年度に比べて554件増加している。その他はどういった相談かというと、障がいや65歳に到達していない方の生活困窮等。高齢者の相談の中身は、高齢者虐待、生活困窮、認知症、この辺が少し多い。それから障がい者相談支援センターの相談件数は283件の減になっている。一番大きく減少したのが関係機関からの相談件数で比較すると374件減少している。特定相談事業所の職員からの相談件数が減っていることが大きな要因。それから、障がい者相談支援センターの障がい種別では、知的障がいの方からの相談が一番多いが、延べ件数では精神障がいの方の相談件数が多くなる。それからこども・女性・一人親家庭・こども発達支援センターの件数は若干増加している。以上平成29年度の第3次伊賀市地域福祉計画の進行管理について報告する。

委員長：昨年度の数字も全て埋まった形での報告だが、質問あるいは意見等あるか？

委員：いが見守り支援者数とあるが、いが見守り支援員の役割は。

委員長：地域予防対応力の指標である、いが見守り支援員の概要について説明を。

事務局：いが見守り支援員は、地域の見守り支援活動の協力者としての役割が期待

されており、見守り支援員の基礎講座や専門分野別の地域の講座、社会福祉協議会等で行なっている講座の受講者に修了認定をしている。活躍の形については、各地区での取扱いが違ってきており、情報については各住民自治協議会へ提供しているが、積極的に地域での会合等の協力体制に声掛けしているところもあれば、組織が充分でないので、活躍の場をもっとという意見もいただいているので、今後も取組んでいきたい。

委員長：見守り支援員として養成を始めてから何年か？また総数が判れば。

事務局：平成 28 年で 800 名で現段階で 950 名くらい。

委員長：900 名くらいの方が基礎講座を受けている。取組みとしては長いのか？

事務局：少し時間を貰って確認する。

委員長：今 900 人登録。これでよろしいか？

委員：見守り支援員の養成講座は、希望すれば誰でもが受講できるのか？何回か受講すれば修了証書をもって登録されるのか？

事務局：お見込みのとおりで、この 3 月 3 日に行なわれたものや、10 月 11 日に行なわれたのが、見守り支援の基礎講座になる。それ以外にも地域で担い手の養成講座も行なっており、あと専門分野別の講座を受けていただいた方にも修了書を出して、地域への情報提供をしている。養成講座が始まって 10 年は経っている。

委員長：10 年経って初めて知ったということでもあるので、啓発にも一つ課題があるかもしれない。いずれにしても伊賀市で独自に社協を事務局にしながら養成をしている地域での担い手である。他に質問等あるか。

委員：障がい者相談支援センターの受付は入所している人は含まないのか？

事務局：ない事はないが、入所している方からの相談は少ない。殆どが在宅の方となっている。

委員長：他にあるか？

委員：地域予防対応力の自助の取組みを表わす指標で、シルバー人材センター登録者数というのが入っているのが、ちょっと他の項目とは異質で、これが果たして地域予防対応力に繋がるのかというのが 1 つ。

それからもうひとつは、障がい者相談支援センターの受付件数が減っているとあったが、特定相談事業所の捌かれる対応力が、追いついていないから増えてこないのではなかろうか？という気もしないでもないが。

委員長：1 つ目の質問の説明を事務局から願います。

事務局：ここにある取組みの指標については、65 歳以上になっても自らの取り組みで健康になることを意識している指標で、65 歳以上になっても体を動かしてまだ働くという意欲を持って取組んで様々な活動をしている

方がシルバー人材センターに登録されているので、その登録者数を自助の取組みとして地域予防対応力の指標のひとつとしている。

委員長： 私からも補足をするが、地域予防対応力については、3次計画を策定するひとつの目玉にした。この指標の策定段階の平成26年度の地域別の図を可視化したものがある。地域予防対応力として全市的に押並べて計れる数字で、なおかつ行政あるいは関係機関が有している数字を出したというところが1点。策定の段階から、シルバー人材センター登録者数を指標にすることに対して疑問視する意見はあったが、地域全体を全市的に押並べて計るひとつの指標と、ご理解いただければ。逆に、この計画は3年目を迎えて取組みも進めているが、各地域の皆様はこの指標の動向をご覧いただくことで、シルバー人材センターの登録者数よりも、具体的にこの数で計ったほうがより地域予防対応力を示せるというような反応も引き出したいという狙いがある。それをするには、地域に配置している地域福祉コーディネーターが地域との間で、全市的にはこういう結果が出ているが、実際はどうかという、全市的に推し測れない各地域の予防対応力を教えて欲しいという思いがある。そういう意味では私のほうからも意見を申し上げたいが、この指標について第3次計画策定段階で目玉として立ち上げたが、まだ各自治協で活用いただくには至ってない。今日の数字も市全体の数字。各自治協単位で算出をしているので、今申した意図も含め、また活用意図も含めて、地域福祉コーディネーターを通じて自治協の皆様にもご覧をいただけるように整えたい。次の第4次計画を考えるタイミングになったので、今後この指標について、こういった数値のほうが良いのではないかと意見もいただければ。1つ目については以上の回答でよろしいか？それでは2つ目について事務局から説明をお願いします。

事務局： 障がい者相談支援センターの相談件数で、29年度が28年度より283件相談件数が減ったと報告したが、障がい者本人やご家族からの相談というのは実際は増えている。減っているのは関係機関からの相談で、原因が何かという事を考えると、それまでは障がい者相談支援センターにあった相談が、その方たちも経験を積み知識が増えることによって、今まで相談をしてきたものが自分の中で解決できたりということで相談件数が減っていると考えている。ただ本人からの相談は増えてきているので、そのように数字を見て欲しい。

委員長： 数字が減ったことは望ましいが、質問のとおり、ニーズが埋もれているのではないかと。といった所は我々も共有しながら検証したい。この資料は出していただいて良かった。高齢者のみの倍以上相談件数。障がい者それからこどもの相談件数を含めて今後も推移を共有したい。また、高齢者・障がい者・こどもの枠を越えた相談で、相談事案調整会議の開催に至った件数が15,000件の中から24件ということでもいいか？改めて分野を越えた部

分についても、しっかりフォローをして行く体制を出して行ってそれが 24 件ということで 29 年度はあがってきている。他にお気付きの点はないか。

委員： 相談が 15,000 件を越えるが、その相談に対して相談をされた人が満足というか納得しているのか、ただ相談件数がこれだけあったという数字である。その後、相談された方は、これで満足という感じで役に立ったのかどうか、その辺のことが分かれば教えていただきたい。

事務局： 高齢者虐待のケースがかなりあるが、高齢者虐待の場合は虐待が解消するまでは必ず回数を重ねて訪問や面接を繰り返し、その方が安全に安心して生活ができるようになるまでは必ず支援は続ける。それから認知症の方であれば、その方が然るべき医療機関に掛かるなり、医療福祉サービスを使うなりして、安全に生活できるようになるまでは、支援は継続する。認知症の方の場合は支援を拒否する方がかなり多いが、だからと言ってそのままという訳にはいかないの、その方がこちらを受け入れてくれるまで、何十回も訪問する場合もある。そのように一人の方に何回も支援の回数が必要の場合もあれば、1 回で済む場合も逆にある。満足いただけているかは、お一人お一人に「どうですか？」と聞けないので難しい質問だが、支援した方からは感謝の言葉をいただいております、職員にとっては励みになっている。

委員長： 支援の完了に至ったという言い方が適切かどうかも含め、地域福祉として福祉の評価をするにあたって難しいところではある。今の質問で考えなければいけないのは、相談のニーズが潜在化していないという所は評価できるが、逆にこれに対応する職員のマンパワーが、説明にあったように回数を重ねるごとに増えていくので、そこが適切なのか、適正数値になっているのかも、色々と教えていただければ。相談件数に対して、対応できる体制が整っているかということも注視をしたい。ここで 29 年度の報告に対してのご意見・ご質問等は切り上げたい。それでは協議事項のほうに入る。協議事項の 1 つめ、第 3 次伊賀市地域福祉計画に基づく主要取組施策について、事務局から説明願う。。

事務局： 3 つの戦略に基づき今年度も取組む。まず保健・医療・福祉分野の連携だが、今年度も保健・医療・福祉分野の連携検討会で引き続き取組を行う。詳細だが、今年度 6 月 14 日に第 1 回目の連携検討会を開催しており、今年度の取組みとして、7 月に薬剤師さん・訪問看護ステーションの看護師さん・ケアマネジャーさん・訪問介護事業所さん等を対象にしたアンケートを行う。同様のアンケートを 2 年前にも行なったが、今回は前回と同じ服薬管理の項目に加え、新たに多職種間連携とお薬手帳を活用した在宅患者サポート事業という項目を付け加えて行う。2 年が経過した中で、服薬管理等の状況の変化の確認に加え、地域包括ケアシステムで取組を進めている多職種間連携の実状、そしてお薬手帳を活用した在宅患者サポ

ート事業の課題を整理することを目的に行う。現在、各専門機関に回答を頂いている。昨年度から配布を開始した、お薬手帳のカバーは今年度医療機関等を通じての配布を予定しており、今後関係機関と調整していく。今年度2万部配布する予定。今後もお薬手帳の活用と多職種間の連携の更なる推進を図る。

続いて福祉総合相談体制の強化は、昨年度同様に地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業のプログラムのひとつである、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に取り組むことで推進を図る。これは、伊賀市を概ね伊賀・阿山支所管内である東部エリア、上野・島ヶ原・大山田支所管内にある中部エリア、青山支所管内にある南部エリアの3つの圏域に分け、それぞれに地域包括支援センターの相談支援室、社会福祉協議会は圏域課を設置して地域福祉コーディネーターを配置。市全域として相談事例に対する調整機能を地域包括支援センターの調整係に配置し、相談支援包括化推進員を設置して進めていく。並行して、抽出した地域課題を検討し、新たな事業の見直しや施策の見直しに繋がる部分を検討する福祉施策調整会議を開催する。今年度は、5月23日に第1回目を開催し、前年度からの抽出課題の終わるほうの終活、およびリビングウィルの啓発、福祉避難所の運営等、という課題について検討を行なっている。次回は、11月に、上半期の抽出課題の検討を行なう。

最後に自助・互助・共助のしくみづくりは、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援を行う。また地域福祉コーディネーターの支援力が強化できるように研修やプログラムを行う。詳細は、各部会別の資料を参照して欲しい。報告事項と重複する部分があるので、説明は割愛する。

委員長：お気付きの点があれば。

委員： お薬手帳1冊は非常に良いが、医者を梯子している人がたくさんいるので、一人で十何種類という薬を飲む。これをどこで整理するか。それはどう考えているのか？

部長： 人によっては複数の医療機関に掛かっている方が多い。お薬手帳が複数に分かれているケースもあるので、それを防ぐためにお薬手帳カバーを作成し何冊か一緒に入るようにしている。それでそのひとまとめにした(お薬手帳カバーに入れた)お薬手帳を、受診の時は必ず出していただきたいとお願いしている。それを見てドクターは投薬するなど、医師会にも入っていただいて、お薬手帳のしくみを考えている。まだ十分な効果は出ていないかもしれないが、これから出てくるのではないかな。

委員： ある人が何ヶ所か掛かっている処方箋を医者に持って行き、了解を得て

薬

を減らして治った。やはり過度の服薬は考えたほうが良いかと思う。

委員長： お薬手帳については昨年度から検討会で取組んで、推進委員会でも報告をいただいた。今年度は 2 万部を配布し周知を進めていく。昨年度も意見があったように民生委員にも協力をいただきながら、まずは啓発を進めることで理解を広めて行くので、委員もよろしくをお願いしたい。

その他何かあるか？ないようなので今年度は、この主要取組施策に基づいて

進めていくということでした。それではもうひとつ協議事項がある。地域共生社会の実現に向けた今後の地域福祉計画の策定について事務局から説明願う。

事務局： 厚生労働省で提唱されている地域共生社会の流れの中で、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」略称『地域力強化検討会』の最終取りまとめが 2017 年 9 月に出て、これを基に昨年の 12 月に厚生労働省から「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制整備に関する指針」が出た。地域共生社会を実現するために、包括的な支援体制の整備が求められており、そのための地域福祉計画策定のガイドラインが示された。平成 32 年度に第 4 次地域福祉計画の策定を予定しており、このガイドラインも参考にすが、第 3 次地域福祉計画で、既に地域共生社会の実現に向けた取組みである、包括的な支援体制という概念を取り入れて策定しており、総合的な相談支援体制というのは既に出来ているので、第 4 次地域福祉計画は、現行の第 3 次地域福祉計画をベースに、バージョンアップさせたものにしていく。また前回と同様にタウンミーティングなどで協議をして市民と共に作り上げていくという 2 点の方針で考えている。

委員長： 住み慣れた地でいつまでも暮らし続けるということに対する課題解決が思うように進んでないという現状を打開するために、国も施策を進めている。その動向についてはお配りしている資料に記載している。伊賀市は一步先を行っている。計画に基づく施策は他市町より一步二歩進んでいる。だからこそ見えて来る先進的な課題や積み残している課題もあるので、バージョンアップをしながら進めたい。具体的にこれから強化をしていかななくてはいけない、これまでの取組みでは不十分な点もある程度把握をしていると思うので、注目しておきたい項目を紹介していただきたい。

部長： 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドラインで、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」とか、「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」というような所が第 3 次地域福祉計画で少し足りない。現在、自殺対策の効果的な展開という所は、自殺対策基本法が制定され、平成 30 年度伊賀市においても自殺防止対策の計画を策定中。（これは本年度策定を目指しているが、）それを包

含するのが地域福祉計画なので、こういった分野も盛り込み第4次地域福祉計画策定を皆さん方と考えていきたい。

委員長： 現段階で考えておきたい項目を2点挙げていただいた。この場では国の動向として地域共生社会という新しい概念が打ち出されたということを説明したが、地域共生社会、別の表現で「我が事・丸ごと」という表現が使われている。地域福祉という言葉もなかなか難しく、どう説明しようかと思うし、地域包括ケアはもうひとつ難しい。ただ我々が目指してきた社会は、一言にすれば「我が事」のように、他の目の前の課題に向き合い気づきあうこと、そしてそれを分野別に細分化して取組むだけではなく、「丸ごと」支援していくのが大事だということ。「我が事・丸ごと」というキャッチフレーズが出たことは、分かりにくかった地域福祉の取組みが一歩進んだのではないかと、理解を深めていただいたのではないと思う。ただ、「我が事・丸ごと」、行政計画として地域福祉計画を立てている中で、縦割りをいかに越えるのかであるとか、あるいはそれぞれの相談窓口で受付けているニーズの中でも、分野を越えたようなニーズに対してどこまで支援ができるのか、というようなところで技術的なハードルも多くある。それはこれまでの取組みを、より充実させていくという方向で取組みたい。加えて充分でなかった分野についても視野を広げていくので、それぞれのお立場から第4次地域計画に向けて盛り込むべきポイント、漏れ落としているニーズ等あれば、意見として承りたい。

まだ3年目で4年目5年目と第3次地域計画の計画期間が残されているタイミングでなぜ今回提案したかということ、推進委員会において次期計画の策定をしていただくからである。策定は策定で、推進は推進でという所もあるが、伊賀市の場合は一体的に取組むということになっていて、進捗を理解している委員がそれぞれの立場から知見を寄せ、第4次地域福祉計画に向けての取組みをここからスタートしていきたいということ。この方向性等で、お気付きの点はないか。

委員： いま現在、第3次でこれは2020年までか？それで2021年から共生社会が始まる？

委員長： 地域共生社会の施策はもう既に始まっている。

委員： 2017年の12月に出ているが、最終何ページか。52ページまであるのか？

委員長： ガイドラインがか？

委員： そうガイドライン。これは出ているのか？もう既に。

委員長： 厚生労働省のホームページに載っている。共有が必要か。

委員： 入手できれば。今から検討していくのだから。

委員長： 国の方向が大きく示されたので、これに合わせて現在の第3次地域計画

推進の中でもエッセンスを盛り込みながら変えるべき所は変えて行こうということ。時間の関係でお示しをしている資料も説明が不十分な部分があるが、厚生労働省のホームページでも公開をされているガイドライン、委員へその URL 等を紹介いただくということは可能か。

事務局：希望されるなら郵送という形で、印刷して送付することも可能。

委員長： ホームページにアクセスすればダウンロードができるが、環境が充分でない場合は、申し出をいただくということではいかがか。

事務局：希望する方は挙手をお願いします。

委員：ホームページのどこから見られるのか。

委員長： 資料に出ているキーワードを入力すれば辿り着くはず。難しいようなら、仰っていただければお教えする。地域共生社会について、今年度社協や行政で、研修会等はあるのか？そこに推進委員で学びたい方がいれば出席可能か。

社協： 10 月 20 日に見守り支援の基礎講座の一環で、同志社大学の地域福祉あるいは共生社会の部分のご指導をいただく先生を呼ぶので、地域共生社会についても示唆をいただけるかと思う。

委員長：日にちはもう決まっているのか？

事務局：10 月 20 日の午後にあやま文化センターさんさんホールで実施する。

委員長：そういった機会も周知していくのでご活用いただければ。他に何かあるか。

委員： 第 4 次地域福祉計画に向けて、地域共生社会の流れは、2025 年の団塊の世代が 75 歳になった時を一つの目標として作っているが、政府は既に 2045 年をターゲットに色々と方向変換しているが、この計画は取り敢えず当面の 5 年、地域包括ケアシステムが完成する 2025 年を目指していると考えてよいのか？

委員長：年次については、議論の余地があるのか？

事務局： 基本的には、2021 年から 2025 年だが、そういった事も含めて推進委員会の場で協議いただけるのではないか。

委員長： 伊賀市においては、第 3 次までは 5 年スパンで地域福祉計画を策定してきたが、全国各市町バラバラで色々な組み方がある。それも含めてこの場で検討ができるので、次の第 4 次地域福祉計画が 2025 年までで良いかどうかという所も、委員に意見を諮りたい。もし関係してくるならば、総合計画だが、次はいつになるか？10 年単位か。確か前回第 3 次地域福祉計画策定の段階で、総合計画と策定期間が被ったと思うので、10 年後から更にもう少し先を見るかどうかだ。地域福祉計画だけが 2045 年というのは、なかなかしんどいと思うが、総合計画を見据えながら意見を諮りたい。

他に何かあるか？ないようなので、今回は昨年度の数字が入った確定したものの報告と、今年度の推進施策に了承をいただき、地域共生社会の動向を踏まえた第4次地域福祉計画へ向けた意見も賜った。今年度の推進委員会はあと2回の開催か？

事務局：今年度は11月と3月の開催を予定している。

委員長：中間的な部分と年度末に向けてあと2回開催を予定している。その他、事務局で用意いただいているものはあるか？

社協：現在伊賀市内に拠点を持っている15の社会福祉法人が集まって社会福祉法人連絡会を結成し、何か地域に役立つ事をしていこうと考えており、8月26日の日曜日にあやま文化センターさんさんホールで終活セミナーをする。介護ジャーナリストの長岡美代さんの講演と、伊賀医師会の全面的な協力で、終活時の医療の在り方についてアンケート調査をしたが、その紹介をする。参加をたまわりたい。

委員：終活というテーマは合っていると思うが、特筆すべきは伊賀医師会が積極的に協力をしていただいていること。医療と介護の連携プレーということで、地域への受け皿を作るため専門機関が関わるということについては進んでいるわけだが、伊賀医師会において積極的にアンケートに응じてくれており、アンケート結果もセミナーでは披露させていただく。これが進めば、本当に住民が地元で、自宅で最期を迎えられるというのがどんどん進むのではないかと、思っている。

社協：8月26日の日曜日の午後1時半からあやま文化センターさんさんホールで開催するので是非ご参加いただきたい。それから先ほど紹介した、いが見守り支援員養成講座のタイトルは、「助けられ上手、助け上手に生きる」。こちらも併せてご参加いただいたら。

委員長：その他全体を通して何かあれば。

委員：1点だけ要望しておきたいが、今日の相談体制の相談受付一覧表で相談内容別数字が出ればお願いしたい。

委員長：昨年の12月の資料で相談種別等があった。そこにこどもや障がいはどうか、というご質問をいただきましたので、今日の資料となった。今後これを合わせた形での資料提供も事務局で検討いただければ。最後に事務局。

事務局：本日いただいた意見を基に今年度進めさせていただく。次の推進委員会は、11月を予定で、中間報告等させていただく。日程は委員長と協議し、できるだけ早く連絡する。これで第1回推進委員会を終了する。